

京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 京都大学の大学院の研究科に置く専攻及び専攻に置く講座並びに学部に置く学科及び学科目並びに研究所に置く研究部門その他の教員組織については、この規程の定めるところによる。</p> <p>(中略)</p> <p>(法学研究科)</p> <p>第4条 法学研究科に次表左欄に掲げる専攻を置き、当該専攻(国際公共政策専攻を除く。)にそれぞれ同表右欄に掲げる講座を置く。 法政理論専攻 法史学講座、法理論講座、外国法講座、公法講座、国際関係法講座、民事法講座、企業関係法講座、社会法講座、刑事法講座、政治史講座、政治行政分析講座、公共政策講座 <u>国際公共政策専攻</u> 法曹養成専攻 法理論系講座、公法系講座、民法系講座、刑事法系講座、法実務系講座 (経済学研究科)</p> <p>第5条 経済学研究科に次表左欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表右欄に掲げる講座を置く。 経済システム分析専攻 経済理論講座、統計・情報分析講座、歴史・思想分析講座 経済動態分析専攻 比較制度・政策講座、金融・財政講座、市場動態分析講座 <u>現代経済学専攻 現代経済学講座、国際経営・経済分析講座</u> <u>ビジネス科学専攻 経営管理・戦略講座、市場会計分析講座、事業創成講座、ファイナンス工学講座、ビジネス科学講座</u> (理学研究科)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(医学研究科)</p> <p>第7条 医学研究科に次表左欄に掲げる専攻を置き、当該専攻(医科学専攻を除く。)にそれぞれ同表右欄に掲げる講座を置く。 <u>生理系専攻 生体情報科学講座、生体構造医学講座、生体制御医学講座</u> <u>病理系専攻 腫瘍生物学講座、基礎病態学講座、感染・免疫学講座、法医学講座</u> <u>内科系専攻 内科学講座、皮膚生命科学講座、発生発達医学講座、放射線医学講座、臨床病態解析学講座</u> <u>外科系専攻 外科学講座、侵襲反応制御医学講座、器官外科学講座、感覚運動系外科学講座</u> <u>分子医学系専攻 分子生体統御学講座、遺伝医学講座、分子外科学講座</u></p> | <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 京都大学の大学院の研究科に置く専攻及び講座並びに専攻に置く講座並びに学部に置く学科及び学科目並びに研究所に置く研究部門その他の教員組織については、この規程の定めるところによる。</p> <p>(法学研究科)</p> <p>第4条 法学研究科に次表左欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表右欄に掲げる講座を置く。 法政理論専攻 法史学講座、法理論講座、外国法講座、公法講座、国際関係法講座、民事法講座、企業関係法講座、社会法講座、刑事法講座、政治史講座、政治行政分析講座、公共政策講座 法曹養成専攻 法理論系講座、公法系講座、民法系講座、刑事法系講座、法実務系講座 (経済学研究科)</p> <p>第5条 経済学研究科に次表左欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表右欄に掲げる講座を置く。 経済システム分析専攻 経済理論講座、統計・情報分析講座、歴史・思想分析講座 経済動態分析専攻 比較制度・政策講座、金融・財政講座、市場動態分析講座 <u>現代経済・経営分析専攻 現代経済学講座、国際経営・経済分析講座、経営管理・戦略講座、市場会計分析講座、事業創成講座、ファイナンス工学講座、ビジネス科学講座</u> (理学研究科)</p> <p>第6条 (同左)</p> <p>(医学研究科)</p> <p>第7条 医学研究科に次表左欄に掲げる専攻を置き、当該専攻(医科学専攻を除く。)にそれぞれ同表右欄に掲げる講座を置く。 <u>医学専攻 生体情報科学講座、生体構造医学講座、生体制御医学講座、腫瘍生物学講座、基礎病態学講座、感染・免疫学講座、法医学講座、内科学講座、皮膚生命科学講座、発生発達医学講座、放射線医学講座、臨床病態解析学講座、外科学講座、侵襲反応制御医学講座、器官外科学講座、感覚運動系外科学講座、分子生体統御学講座、遺伝医学講座、高次脳科学講座、脳病態生理学講座</u></p> |

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p><u>脳統御医科学系専攻 高次脳科学講座、脳病態生理学講座</u> 医科学専攻 社会健康医学系専攻 健康解析学講座、健康管理学講座、健康要因学講座、国際保健学講座 2 前項に掲げるもののほか、医学研究科に先端・国際医学講座を置く。 (中 略) (地球環境学堂・学舎) 第16条 (略)</p> <p>(中 略) (薬学部) 第24条 薬学部に総合薬学科を置き、同学科に次に掲げる学科目を置く。</p> <p><u>物理・薬化学、生物・分子薬学、生命・臨床薬学</u></p> <p>(後 略)</p> | <p>医科学専攻 社会健康医学系専攻 健康解析学講座、健康管理学講座、健康要因学講座、国際保健学講座 2 前項に掲げるもののほか、医学研究科に先端・国際医学講座を置く。 (地球環境学堂・学舎) 第16条 (同 左) (公共政策連携研究部・教育部) <u>第16条の2 公共政策連携研究部に、次に掲げる講座を置く。</u> <u>公共政策第一講座、公共政策第二講座</u> 2 <u>公共政策教育部に、公共政策専攻を置く。</u> (経営管理研究部・教育部) <u>第16条の3 経営管理研究部に、経営管理講座を置く。</u> 2 <u>経営管理教育部に、経営管理専攻を置く。</u></p> <p>(薬学部) 第24条 薬学部に次表左欄に掲げる学科を置き、<u>当該学科にそれぞれ同表右欄に掲げる学科目を置く。</u> <u>薬科学科 創薬科学</u> <u>薬学科 医療薬科学</u></p> <p>附 則 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。 2 法学研究科の国際公共政策専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成17年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。 3 経済学研究科の現代経済学専攻及びビジネス科学専攻は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成17年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。 4 医学研究科の生理系専攻、病理系専攻、内科系専攻、外科系専攻、分子医学系専攻及び脳統御医科学系専攻は、改正後の第7条の規定にかかわらず、平成17年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。 5 薬学部の総合薬学科は、改正後の第24条の規定にかかわらず、平成17年度以前に当該学科に入学した者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。</p> |